

広報 
**みさと
号外**
第5報 平成28年6月2日発行

雨が多く降る時期は 土砂災害にも警戒を

広報みさと号外第5報を作成しました。ぜひご一読いただきますようお願い申し上げます。町の最新情報については町ホームページで随時更新しています。パソコン・スマートフォン・タブレットなどでご確認ください。

6月になり、雨が多く降る季節に入ります。地震の影響で地盤が緩んでいるところが多くありますので、土砂災害にも警戒してください。

応急仮設住宅の2次募集を開始します

応急仮設住宅に入居できる方は、次の条件すべてに該当される方になります。希望される方は、役場福祉課にご相談ください。

- (1) 平成28年熊本地震における災害時点(4月14日)において、美里町に住所を有する方
- (2) 住居の「全壊」または「大規模半壊」により、居住する住宅がない方
※「半壊」であっても家屋の解体・撤去に伴い自らの住居に居住できない方も対象となる場合があります。
- (3) 自らの資力をもってしては、住居を確保することができない方
- (4) 災害救助法に基づく住宅応急修理制度を利用していない方
- (5) 熊本県被災者向け民間賃貸住宅借上げ制度を利用していない方
- (6) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう)ではない方

問合せ先 福祉課 子ども・生活支援係 ☎47-1116 (直通)

医療費の窓口負担金について

領収書を必ず保管しておいてください!

国民健康保険医療費・後期高齢者医療費の一部負担金(窓口負担)を支払った場合は返還される予定です。

対象となる方: 住家が全半壊等の被災をされた方 ※罹災証明書(写)が必要です

対象となる診療期間: 平成28年4月14日から7月31日

住家の全半壊等の被災をされた方は、医療機関の窓口に申告することで、一部負担金(窓口負担)が免除されますが、申告をせずに一部負担金を支払った場合は、町に申請を行うことにより、支払った額の還付を受けられる見込みです。

還付の手続きに当たっては、支払った一部負担金の金額が確認できるように、**医療機関等の発行した領収書等が必要になります**ので保管をお願いします。

具体的な手続きについては、追ってお知らせします。

問合せ先 住民課 保険年金係 ☎46-2113 (直通)

介護サービス利用料の一部負担金免除について

地震により被災された介護保険の要支援・要介護認定者の方が介護サービスを利用される際に、利用料の一部負担金(窓口負担)が免除されます。対象者の方は、砥用庁舎福祉課または中央庁舎住民課で申請を行ってください。

【対象者】

- ・住家の全半壊、全半焼またはこれに準ずる被災をされた方
- ・主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ・主たる生計維持者の行方が不明である方
- ・主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ・主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

【対象期間】

・平成28年7月末までの利用分

※保険証なしでも介護サービスを利用できます。

※なお、施設入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。

【申請に必要な書類等】

- 介護保険利用者負担額減額・免除申請書
- 罹災証明書(写)
- 介護保険の保険証又は医療保険の保険証
- マイナンバーが確認できるもの
- 申請者の写真付きの身分証明書(マイナンバーカード、運転免許証など)

問合せ先 福祉課 介護・高齢者支援係 ☎47-1116 (直通)



介護保険料の減免について

地震で被保険者またはその世帯の生計維持者の住家が全半壊された場合で、前年中の合計所得金額が120万円未満の方は、介護保険料の減免を受けることができます。詳しくは、下記の間合せ先までお問い合わせください。

【申請に必要な書類等】

- 介護保険料減免・徴収猶予申請書
- 罹災証明書(写)
- 介護保険の保険証又は医療保険の保険証
- マイナンバーが確認できるもの
- 申請者の写真付きの身分証明書(マイナンバーカード、運転免許証など)

問合せ先 福祉課 介護・高齢者支援係 ☎47-1116 (直通)

裏面もご覧ください 



震災復旧緊急対策経営体育成支援事業

(被災農業者向け経営体育成支援事業)のご案内

◇支援のポイント

- ①農産物の生産・加工に必要な施設（畜舎、農業用ハウス、加工施設等）の再建・修繕や、農業用・加工用機械の取得・修繕に対し助成します。
- ②営農再開を前提に、農産物の生産に必要な施設の撤去について定額を助成します。
- ③助成率 再建・修繕は9割以内、撤去10割以内
- ④平成28年熊本地震により被害を受けたもので、4月14日以降の取組（着工）であれば、事業計画承認等の手続き前であっても支援の対象となります。

※ただし、（①施設の被害状況、作業を行った者、日付、費用の額が分かる書き物や写真
②作業を外注した場合の発注書、納品書、請求書、領収書などの書類）が必要です。

◇支援の対象者

熊本地震による農業被害により農業用施設等が被災し、被災施設の復旧等、または倒壊した畜舎等の撤去を行うことにより農業経営を継続しようとする農業者の方。



◇申請に必要な書類

- ①罹災届出証明書（写）
- ②再建・修繕の対象となる施設・機械の被害状況が分かる写真
- ③施設の場合は被災した施設の図面（提出することができる場合）
- ④自力で資材を購入して再建した場合は、再建に使用した資材分のレシート等
- ⑤作業を外注した場合の発注書、納品書、請求書、領収書などの書類

申請・問合せ先

【申請先】

中央庁舎 経済課農政係
☎46-2114
第1次締切 6月20日（月）
第2次締切 8月10日（水）

※申請後、職員が現地確認等を行います。

【問合せ先】

中央庁舎 経済課農政係
☎46-2114
砥用庁舎 水道衛生課衛生下水道係
☎47-1114

支援の対象

施設の再建・修繕等

【対象となる事業内容】

- ①農産物の生産や生産した農産物の加工に必要な施設、並びにその附帯施設の再建・修繕（必要な資材を購入して自ら再建・修繕する場合を含む）
例：畜舎、農業用ハウス、育苗施設、農作業用施設（農機具格納庫や農業資材庫）、堆肥製造施設、加工施設、加温用ボイラー、水耕栽培用ベンチなど
- ②農業用機械・生産した農産物の加工に必要な機械の取得・修繕
例：トラクター、田植機、コンバインなど

【助成率】

事業費×9割

※園芸施設共済の対象となる施設の場合…

- ・共済加入の場合は共済金の国費相当額を合わせて→9割
- ・共済未加入の場合→8割

対象とならないもの

- ・農業生産・加工に必要な施設以外の施設（販売に関する施設等）
- ・他者に貸している農業用施設・機械
- ・附帯・補完的器具（育苗箱、パレット、コンテナ、運搬台車等）
- ・消耗品（トンネル、マルチ、燃料、農薬、肥料等）

※施設の強度の向上や規模拡大等を行うことも可能ですが、原形復旧を超える部分は自己負担となります。

※被災地での再建で困難な場合には、場所を移動して再建することも対象となります。

施設等の撤去

【対象となる事業内容】

被災した施設（農産物の生産に必要なもの）の解体、廃材の運搬・処理。

【助成率】

定額助成単価に施設の面積を乗じた金額と、撤去を行うために実際に支出する（した）費用（解体作業者に作業を発注、作業員を雇う、作業機械等をレンタル、廃材の処分を業者に委託等の場合）のうちいずれか低い額

【定額助成単価】

- ①被覆材がガラスのハウス → 1,200 円/㎡
- ②被覆材がプラスチックで骨材が鉄骨のハウス
（骨材に鋼材を使っているもの、太いパイプ等で強度を向上させたものを含む。） → 880 円/㎡
- ③被覆材がプラスチックで骨材が鉄骨でないハウス、果樹棚 → 290 円/㎡
- ④畜舎、農作業用施設（農機具格納庫、農業用資材保管庫等） → 4,500 円/㎡